

朝日訴訟を支えた人々

渡 邊 かおり*

はじめに

朝日訴訟は、長期入院患者に対する生活保護の日用品費の額があまりに低すぎることが、憲法25条や生活保護法の定めに反するとして、重症の結核患者である朝日茂が厚生大臣を相手に起こした行政訴訟である。とりわけ第1審の原告勝訴判決後、それまでの生活保護受給者に対する支援のあり方について、福祉事務所のケースワーカーたちからも反省の声が上げられ、それが後の研究運動につながるなど、社会福祉における援助のあり方への問い直しが行われる契機となった。また朝日訴訟は、それまで恩恵とみなされてきた社会保障を、生存権に基づいた権利としての社会保障として捉える大きなきっかけを作ることとなった。

朝日訴訟を提訴時から支援した小川政亮は、朝日訴訟を「第1の波」とし、以降に行われた社会保障裁判の盛り上がりについて、「第2の波」、「第3の波」、と「波」という表現を使って表現している¹⁾。そして、その波と波の間の時期、すなわち波のない時期を「次の波に向けて力を蓄えている時期」と位置づけている²⁾。このことを踏まえつつ、本研究では「第1の波」である朝日訴訟が始まる前から、その波を起こすこととなる「力」を蓄えていた人々、すなわち提訴時より訴訟にかかわった人々について取り上げる。そのために、本稿では『人間裁判—朝日茂の手記—』、『朝日訴訟運動史』等の文献と、第1審から原告弁護団の中心となって活躍した弁護士の新井章に対して筆者が行ったインタビュー³⁾をもとにして、朝日訴訟を支えた人々がどのように結集し、訴訟を支援したのかについて、主に第1審勝訴までの過程に焦点をあてて論じる。

1 朝日茂と患者運動

(1) 患者自治会「療友会」の誕生

まず、朝日茂が患者運動にかかわるようになった経緯について確認する。朝日は1913年7月18日に岡山県津山で父・清治郎と母・せいの第4子として誕生した。しかし、朝日が15歳に達するまでの間に父、姉、長兄が亡くなっており、その暮らしは楽ではなかったため、働きながら大学に進む道を考えて。そして1933年に津山商業高校を卒業後に東京の日満倉庫株式会社に就職し、さらに中央大学専門部商学科の夜間部に入学した。その後、大連駐在員として働いていた1936年に咯血したため、故郷の岡山に戻り、7か月の療養を経て川崎埠頭事務所に復職した。しかし復職して3年になろうという時期に咯血し再び療養生活となり、回復の兆しが見られなかったため、約1年後に日満倉庫株式会社を退職し、1942年4月に入院料が安い日本医療団早島光風園に転院した。当初は退職金を医療費にあてていたが、それが尽きてからは施療患者となり、敗戦を迎えることとなった。

早島光風園（1950年より「国立岡山療養所」）においては、戦後まもなく患者自治会が作られた。朝日の手記には、その経緯について次のように説明されている。1945年10月のはじめのある夜に、患者たちによって病院の事務長の横暴、患者の人権を無視した圧迫や、患者配給物資の抜き取り等に対する怒りが次々に語られた。それを聞いた転院してきて間もない患者の堺好明が、事務長に対し1人で直談判しに行ったことが患者自治会結成の契機となった。堺は、闘うためにはどうしても組織が必要であるから患者自治会を結成しようとみんなを説得したが、一部の患者にはそんな

ことをしては園当局からにらまれて損をするという意見もあった。だが、朝日は「私はこれは重大な問題であり、堺君をこのままにしておいては患者から孤立するかも知れないと思い、堺君を積極的に支持して行動を共にすることを決意した」と述べている⁴⁾。

後に国を相手に訴訟を起こすこととなる朝日だが、療養所における権力者であった事務長に対し、最初から果敢に交渉に取り組んだのではない。患者たちの不満を代弁し、みんなのために院内の問題を解決するべく1人で動いた堺の行動に驚きながらも勇気づけられ、その行動を支持し、共に活動するようになったのである。朝日はもともと世話好きな性格であったが、堺との出会いを機に療養所内の問題についてより真剣に考え、自ら学び、行動するという道を歩むようになった。

こうして療養所内の問題を改善するための自治会(1946年より「療友会」)が結成され、委員長に堺が、副委員長に朝日が選ばれた。朝日は堺らとともに、療友会の活動として患者用配給物資の横流しをしていた事務長の辞職の要求、食糧の確保と公平な分配に取り組んだ。1948年に19歳で国立岡山療養所に入所した吉幸ゆたかは、「堺好明さんと朝日茂さんが、戦後、岡山療養所内の民主化運動を起し、患者自治会を結成した先駆者で、当時二人の存在は私たちにとって大きな精神的な支えであった」、「朝日さんは気さくで、飾り気がなくさっぱりしていて、率直な人柄であった。(中略)朝日さんは紋切り型の指導者でなく、見識があり包容力のある指導者であった」と語っている⁵⁾。このように、朝日は療友会の代表として、自治会の活動を熱心に行った。また、療友会の結成とほぼ同じ時期に、早島光風園に隣接していた傷痍軍人岡山療養所にも「斉和会」という患者自治会が作られ、療友会と斉和会は共に陳情を行うなど、患者の待遇改善を目指す運動に取り組んだ。さらに、1950年に早島光風園と傷痍軍人岡山療養所が合併した後は、患者会も合併して「療和会」と名称を変更し、朝日はその初代委員長として活躍した。

また、朝日は自治会活動を進めつつ、療養費を稼ぐために、療養所内において不用品の交換会を実施し仲介の手数料をもらったり、療友と共同で味噌汁をつくり一杯2円で売ったり、おはぎや天ぷら、コロッケを作って売ったりするなどの取り組みを行った。このような行動をしたことで、朝日は所長から注意をされたり、療友からねたまれたりしたが、「療養費をかせぐ

ため、恥も外聞も虚栄もかなぐり捨てた」と自ら語っているように⁶⁾、それだけのことをしてでもお金を稼がなくては生きていけない苦しい生活であった。

(2) 日患同盟の結成

1945年の秋より、各地の療養所や病院において、療友会や斉和会のような患者による自治会が結成されるようになった。その背景には、食糧や医療品が極度に不足する中で、管理者や職員がそれらの物資を横流しするという不正が横行していたことがあった。本来、治療のために静養しなければならない患者たちが、患者自治会を結成して療養環境の改善を訴えなければならぬほど、当時の療養所や病院の環境は劣悪なものであった。すなわち、十分な栄養も取れない中で、患者たちはまさに自らのいのちを守るために運動を始めざるをえなかったのである。

日本患者同盟(以下、日患同盟と略記)の幹部を長く務め、朝日訴訟中央対策委員会事務局長としても朝日訴訟を支えた長宏は、患者が集団で決起したという歴史は明治時代にもあったが、「世界でもめずらしい、といわれる日本の患者運動は、敗戦後、療養所で入院していた結核患者のなかからおこった」としている⁷⁾。そして、その背景について、次のように論じている。

「くすりは不足している、医療器材はない、食糧は少ない、医者も多くは旧態依然として尊大であり、病院管理者の多くは、目を放せないほど営利的で、患者をとりまく多くの病院・療養所の状況はいやおうなく患者に、何をなすべきかの自覚をうながしていた。

“一人独りがバラバラでは力にならない。みんなが団結しなければ。そのためには組織が必要だ”という自覚と機運がもり上がってきた。

組織をつくり、自分を守ることは理屈ではなかった。“生きたい、病気を一日も早く治して社会復帰したい”という願望がそれを支えた。こうして患者自治会の結成がはじまったのである。」⁸⁾

このような患者たちの願いによって、全国各地の病院や療養所に患者自治会が作られていった。そして、1947年に日本医療団関係の病院・診療所の患者により全日本患者生活擁護同盟(全患同盟)が、旧傷痍軍人療養所の患者たちにより国立療養所全国患者同盟(国患同盟)が、主として外傷の傷痍軍人が入院していた国立病院の患者たちによって全国国立病院患者同盟(国病同盟)が結成された。これらの3つの組織は別々に活動を行っていたが、やがて組織の合同化の機

運が高まるようになり、1948年3月に全患同盟と国患同盟が統合され、日本国立私立療養所患者同盟が設立された。この際、「1、日本国立私立療養所患者同盟は、自立的厚生運動を目的とする。1、日本国立私立療養所患者同盟は、その目的達成のため政治的思想的に偏倚しない。1、日本国立私立療養所患者同盟は、同盟員個々の思想信仰ならびに政治的信条については自由である。」という3原則が確認された⁹⁾。こうして結成された日本国立私立療養所患者同盟は、翌年日本患者同盟と改称された。

日患同盟は、「所内民主化の徹底」、「療養生活改善向上」、「生活保護法の改善」等のスローガンを掲げ、すべての患者に対する新薬・ストレプトマイシンの適用、給食の増額、結核ベッドの増床等に取り組んだ。また、1948年5月に岡山支部が結成された際、朝日は副委員長となり、1949年2月には日患同盟中央委員に選出された。朝日は中央委員会に出席するため、時には東京や新潟などの遠方にも痰コップをさげて参加した。このような経験を通じて、朝日は各地で行われている療養所や病院における自治会活動はもちろん、全国組織による患者運動の重要性について身をもって実感したと思われる。だからこそ、後に朝日が訴訟を起こそうと決意をした時、日患同盟に支援の協力要請を行ったのであろう。

日患同盟が結成されてから最も大規模な活動となったのは、1954年に行われた入退所基準反対闘争である。同年1月4日に吉田内閣が社会保障に対する国庫負担率の引き下げ等の大幅な予算の削減案を打ち出したことに対し、日患同盟、全日自労等の各種団体や新聞も削減に対する批判を行い、デモが連日行われたこともあり、1月15日にこの予算案は撤回された。しかし、予算は従来どおりとなったものの、政府は行政指導の面での強化を図り、医療保険においては抗生物質の薬価の値下がりや理由に点数の引き下げを行い、さらに生活保護費の医療扶助の削減を目的として結核患者の入所と退所の基準を設けることとなった。これに対し、日患同盟は全医労、全看労と共同で入退所基準反対闘争を行い、朝日も1954年6月23日に岡山県庁で行われた集団陳情に参加している。最終的に、入退所基準については撤回することができなかったが、この行動は結核問題に関する社会の関心を高めるきっかけにもなった。

2 朝日訴訟のはじまり

(1) 不服申立ての却下と訴訟への決意

入退所基準反対闘争が行われた翌年の1955年9月に、朝日は多量の血を吐いて安静度1度の重症患者となった。安静度1度とは、食事や排せつ等生活のあらゆる場面で人の手を借りなくてはならないほどの重症であった。朝日は国立岡山療養所の元患者であった足立初枝(朝日の手記では「木谷広子」として登場)に付添婦となってもらい療養を続けたが、生活保護費の削減を目的に、1956年3月に付添制度は廃止となった。これは朝日訴訟が始まる前年のことであり、朝日の療養生活はすでに訴訟を起こす以前に社会保障費削減の影響を直接的に受けるという状況におかれていたのである。

そして、ついに朝日が訴訟を起こそうと決意を抱く出来事が起こった。それは、津山市の福祉事務所の社会福祉主事が、朝日と長年連絡を取っていなかった宮崎に住む次兄・啓一の居所を探し出し、扶養義務者として月に3,000円の支払いを求めたことであった。啓一は満州から無一文で引き揚げてまもなく、妻と子ども4人を抱えて貧しい生活をしてきたが、弟のためにと半額の1,500円を支払うこととなった。1956年7月20日ごろに、啓一からそのような経緯を知らせる手紙を受け取った朝日は、「思いがけないときに兄の愛情に接した私は、ふとんの中でしばらく泣いた」と胸の内を語っている¹⁰⁾。

だが、福祉事務所は啓一から送られた1,500円のうち、900円は医療費の一部負担として国に納め、残りの600円を日用品費にあてることとし、生活保護費からの600円の日用品費の支給を停止した。これに対し、朝日は「せつかく肉親の兄が、重症の弟に栄養品の1つも食べさせようと思ひ、苦しい生活の中から無理して送金してくる1,500円を、600円だけしか本人に渡さず、900円を国庫にとりあげるとは血も涙もないむごい仕打ちではないかと怒らずにはいらなかった」のである¹¹⁾。福祉事務所の対応に怒りを覚えた朝日は、日患同盟の発行する『生活保護の手引き』を読み、生活保護の打ち切りや申請の却下の際には不服申立てができることを知った。すなわち、朝日は『生活保護の手引き』によって教えられ、権利として、生活の実態に見合う保護をあくまで闘いとる決意を固めたのであった¹²⁾。

1956年8月6日に、朝日は津山福祉事務所を通じて岡山県知事に対して不服申立てを行った。その内容

は、日用品費の600円という基準について、重症の場合には嗜好的栄養補食費として400円を加えて月額1,000円を生活必需品として認めてほしいというものであった。だが、同年11月10日に不服申立てが却下されたことから、同年12月3日に厚生大臣あてに同じ内容での不服申立てを行った。そして、1957年2月15日に、その不服申立ても却下されたことから、朝日は訴訟を起こす決意をした。

(2) 提訴の準備

朝日は訴訟への決意を療和会へ告げ、議論が行われた結果、療和会は患者運動の一環としてこの訴訟を応援することとなった。それと同時に、朝日は日患同盟の機関紙『療養新聞』(1957年3月15日付)に「厚生大臣の回答で納得のいかない点」という文章を寄せたが、それに対して全国の療友から支援や激励の手紙が送られてきた。そのことに勇気づけられた朝日は、日患同盟会長あてに訴訟に対する支援をお願いする手紙を送った。また、その返事を待つ間に、自ら動くことのできなくなっていた朝日は療友の横田洋に頼み、岡山市に住む豊田秀男、寺田熊雄両弁護士に意見を聞きに行ってもらった。その結果、2人とも難しい問題であるとしながら、豊田はできる限りの弁護を約束し、寺田も地方の裁判官より進歩的な弁護士が多い東京での訴訟を進めることを提起するなど、朝日に対する激励を行った。

また、このような動きとは別に、日患同盟中央本部でも弁護士に訴訟に関する意見を尋ね歩いていた。それは1957年4月頃のことであり、複数の弁護士に意見を聞いたが前向きな返事を得ることができなかった。そうした状況の中で、日患同盟の沢田栄一は労働法律旬報法律事務所を訪ね、鎌形寛之に訴訟の相談を行った。事務所のリーダー的存在であった鎌形は、沢田の話聞いた後に事務所のメンバーを集めて協議を行った。その場にいた新井章は、鎌形が「国の基本法に関する裁判を行って簡単に勝てるとは言えない」と話しながらも、「負けてももともと勝てば大成果」、「見通しが明るいとは言えないが、万が一、裁判官の良識や出方次第では勝てるかもしれない」と語っていたとしている¹³⁾。鎌形はそれまで労働問題関係の裁判に関わっており、社会保障についてはほとんど扱ったことがなかったが、鎌形の「鷹揚で、楽天主義的なものの考え方」によって¹⁴⁾、1957年8月12日に提訴に踏みきることとなった。その際、弁護団は、原告側主張の法的な枠組みを、憲法25条からではなく、その

趣意を具体的に実現するために制定されたとされる「生活保護法」レベルから組み立てるという配慮を行った¹⁵⁾。

なお、朝日訴訟を始める第一歩を後押しした鎌形は、肺結核にかかったため一時的に弁護士の仕事を退き、後に復帰している。そのため、第1審の弁護を主に担ったのは、弁護士として働き始めて2年目で26歳の新井と、新井より4歳年長の渡辺良夫の2人であった。控訴審以降に朝日訴訟にかかわる弁護士は増えていくが、新井と渡辺の2人は第1審から最高裁まで弁護団の中心的なメンバーとして一貫して朝日訴訟を支えた。

(3) 協力研究者集団

日患同盟は弁護士の選任とともに、訴訟への協力者も探していた。提訴の段階より支援を行った研究者は、社会保障政策の研究者である天達忠雄(明治学院大学)と社会保障法を専門とする小川政亮(日本社会事業大学)の2人である。とりわけ控訴審以降、朝日の訴えを支持し支援する研究者の数は増えていくが、提訴前の段階では国を相手に裁判をすることは無謀であるという意見が多く、協力してくれる研究者を探し出すのは非常に難しかった。そのため、天達と小川しか協力してくれる研究者が見つからなかったという表現が事実に近いようである¹⁶⁾。だが、この2人は朝日訴訟を最初から最後まで熱心に支えた「研究者の双壁」であった。

天達は、社会保障制度の問題点を『福祉対策資料』¹⁷⁾等で発表しながら、労働組合における調査活動を行ったり、明治学院で社会保障を教えたりしていた。天達は自らのことをほとんど語っていないため、朝日訴訟の支援にかかわるようになった具体的な経緯は明らかではない。しかし天達は、渡辺洋三、新井章、長宏と行った朝日訴訟を振り返る共同討議において、「正直に言って、それまで訴訟になるとは、ぼくも考えていなかった。そこで裁判が始まるなら、それじゃ全面的に協力をしようということで参加したわけです」¹⁸⁾と語っている。このことから、社会保障研究や労働運動を通じて朝日の問題を以前から知っており、提訴するにあたって本格的に協力するようになったと考えられる。新井はインタビューで、「天達さんに対する日患同盟幹部の信頼は絶大であった」、「天達さんは(新井の)父親より少し若い世代で、寡黙であったが、若い弁護士である自分たちを優しく見守ってくれた」と語っており、社会保障の研究者として関

係者たちから頼られる存在であった様子がかがえる。天達は学生のころに、現場に行き、事実を自らの目で見て考える必要性を学んでいたが¹⁹⁾、朝日訴訟においても証言を行う前に、病床にある朝日のもとを訪れて励まし、療養所における患者の生活の実態をその目で確かめている。その上で、第1審の第9回公判で朝日側の証人として「生活保護基準は、最低生活費や総理府の家計調査の約36%にすぎない」とし、「これでは生活を維持すること自体、生きていくということ自体が無理である」と証言している²⁰⁾。

また、小川は朝日訴訟への支援以降、堀木訴訟をはじめとする社会保障裁判の支援や理論的研究を半世紀以上に渡って行った社会保障法学者として広く知られている。その小川のもとに日患同盟の沢田栄一が訪れて、訴訟の相談にのったのは1957年4月25日のことであった。これは、沢田が鎌形に相談を行ったのと同じ時期であり、弁護士と研究者の人は並行して進められていたようである。この時、小川は訴訟に対し難色を示しており、後年に「憲法25条では、なかなかむつかしいといったようなことも申し上げたようで、よく書くことですが、今から考えても全く恥ずかしい次第です」と語っている²¹⁾。しかし、難しいと考えつつも小川は「弁護士が引き受けてくれたのに研究者が知らない顔はできない」と訴訟への協力を約束し²²⁾、朝日訴訟に関して取り上げた最初の論文「訴えられた厚生大臣」を厚生省の広報誌『厚生』（1958年3月号）に執筆した。また、小川は大学の授業でも朝日訴訟について取り上げ、さらに1964年には『権利としての社会保障』を出版し、社会保障を権利として捉える視点の重要性を広く社会に知らしめた。

さらに、天達と小川に加えて、医療ケースワーカーをしており、後に日本福祉大学で教鞭をとるようになった児島美都子も協力者となった。児島は日患同盟の長宏に朝日側での証言を頼まれ、一度は断ったものの証人となることを承諾し²³⁾、第1審第8回公判で朝日側の証人となった。児島も証言を行う前に病床の朝日を見舞い励ました上で、医療ソーシャルワーカーの立場から「日用品費として最低1,000円以上、さらにそれとは別に補食費として500円程度が認められている」と証言を行っている²⁴⁾。新井は、1957年6月に群馬の伊香保温泉にある公設の保養所で行われた日患同盟第48回全国代議委員会における朝日訴訟の提訴準備会において、天達、小川、児島と初めて顔を合わせ、児島と出会ったことで初めてケースワーカーとい

う仕事を知ったという²⁵⁾。そして、新井たち弁護士は、社会保障の政策や実態に詳しい研究者や協力者を合わせて「協力研究者集団」と呼んでいた。協力研究者集団のメンバーたちは、裁判での証言や裁判官への橋渡し役をしたり、原告側弁護士に対する社会保障制度に関するレクチャーを行ったりするなど、訴訟過程で極めて重要な役割を果たした。とりわけ、天達、小川、児島は朝日訴訟を一貫して支えた協力研究者集団の中心的なメンバーであった。

3 第1審勝訴判決への途

(1) 現地検証・現地公判の実施

前述したように、朝日訴訟はいわば「鷹揚で、楽天主義的なものの考え方」によって、提訴に踏みきっており、新井もインタビューで「最初は国民の広い関心を集めるとは思っていなかった」と語っている。そのような状況の中で、弁護団の立場から新井たちが最も力を入れて取り組んだのは、裁判長らが国立岡山療養所に直接出向き、実態をその目で確かめる現地検証・現地公判の実施であった。

現地検証・現地公判を行う場合には、それにかかる交通費等の費用は裁判所が負担しなくてはならないため、裁判所はある特定の訴訟の調査にお金をかけることはできるだけ避けたいと考える傾向にある。しかし、弁護団はそれまでの裁判過程における証言を明確に理解するためにも、現地に行き、現状を見てほしいと要請し、1959年7月2日から4日にかけて、現地検証・現地公判が行われることとなった。現地検証・現地公判の実施が決まった時に、新井は「天にも昇るような嬉しい気持ち」になり、「第一関門を突破した」と思ったという²⁶⁾。

現地検証・現地公判に先立つ7月1日には、日本最大の労働組合である日本労働組合総評議会（総評）が岡山で中国ブロック社会保障研究会を開催し、社会保障対策部長の塩谷信雄と、講師として天達が派遣された。この集会の目的は、翌日から行われる現地検証を成功させ、朝日訴訟の意義をふかめることを意図したものであり、社会保障拡充闘争の一環としての朝日訴訟の運動の位置を明確にするために実施された²⁷⁾。労働組合の関係者たちは、朝日訴訟を朝日個人の問題としてではなく、労働者の問題として捉え、社会保障を推進するための運動へと広げようとしていたのである。

そして現地検証・現地公判の1日目（7月2日）は

岡山地裁で行われ、市村丑雄所長ら4人が原告側の証人として証言を行った。2日目(7月3日)は国立岡山療養所で行われ、原告側証言では、安静度2度の患者であり、手押車に乗った瀬尾康夫が「卵や野菜の補食に月最低600円、日用品は800円かかるため、1,500円ないとやれない」と証言した。また、炊事の実務担当の上田忠一は、設備、人員、献立内容種類、材料購入に関して詳しい証言を行い、人員不足から朝4時から午後5時までの早出勤務が週2、3回続くが、超勤手当が15%しか出ないと職員の労働強化についても明らかにした²⁸⁾。このような証言に加えて、裁判長らは療養所の実態も直接目で確かめることとなった。新井は療養所を視察中に、屋根しかない長い廊下を給食のワゴンが走っていく様子を目にし、「温かい食事を摂取できる」という厚生省側の主張の誤りを裁判長らに見てもらえたと語っている²⁹⁾。

現地検証・現地公判の3日目(7月4日)は、朝日の病棟に勤務していた看護師の高田ヒサヨによる証言と、朝日の臨床尋問が予定されていたが、厚生省側は急に庶務主任である田中英夫を証人として立てた。その目的は、療養所の所長が朝日の医療費一部負担金月額900円のうち400円について、日用品費及び嗜好品費の必要を理由に療養費軽費の措置をとり、患者の日用品費を実質的に増額する便宜を図っていたことを明らかにするものであった。当時、この措置は生活保護患者には適用できないものであったため、新井と渡辺の反対尋問において、田中は「軽費を適用したのは違法だと思います」と答えている。これに対し、厚生省側の代理人の朝山は、「知っていてなぜ適用したのか」と追及したが、田中は長い沈黙の後で、「人間としての同情から適用しました」と答えている³⁰⁾。新井はこのやりとりを「10年にわたる訴訟で忘れられない場面」とし、「私たちは法律の規定はどうだとか、解釈はどうだとかやっていた。そんなときに『人間として』って、絞り出すような声で言うんだ。感銘を受けたよ」と述べている³¹⁾。

そして、この後に行われた朝日の臨床尋問において明らかにされたのは、寝汗をかくて血痰が出るために朝に起きてすぐに食事ができないこと、それにより昼食や夕食もずれこみ、半分もしくは3分の2くらいしか食べられないこと、カロリーを摂取したり、食欲を高めたりするために、卵やめざし等の補食が必要である、といった点であった。また、朝日は新しい化学療法や薬を使いたい、療養には相当精神力というもの

左右するから、本を読みしっかりした考えを持つために哲学とか経済とかについて勉強したい、丹前の借り着でもしてもらいたい、などの希望についても語った。そして、最後に朝日は、医師や看護婦は一生懸命やってくれているが、だんだん看護婦が減らされており、重症者にそのしわ寄せがきている実情をわかってもらいたいと述べている³²⁾。臨床尋問について、朝日は「私はこのときとばかり、全身全霊をうちこんで裁判長に訴えた³³⁾」と述べているが、それを側で見ていた新井は、「私などの眼には、この大事な場にのぞんで実に淡々と、冷静に、しかも若干のゆとりさえ感じさせるような堂々たる態度をもって、弁護士への質問に答えていると見えた」と論じている³⁴⁾。

こうして3日間の現地検証・現地公判は終わったが、療養所の患者や職員らの実態に即した証言に加え、裁判長らが療養所の実態を見て、朝日から直接自らの思いを聞いたことは大きな成果であった。また、現地検証・現地公判は、総評が生活保護の問題に関心を深めるきっかけともなり、以降の訴訟の過程において、労働者や労働組合による支援も広がることとなった。さらに、朝日訴訟を地域や職場等に広げて運動化していくために、1960年5月29日に岡山で「朝日行政訴訟を守る会」が結成され、右遠俊郎が会長となった。これを機に、全国各地で「守る会」結成の動きが始まるようになった。

(2) 第1審勝訴判決の影響

第1審の判決は、1960年10月19日に言い渡しとなり、原告である朝日の勝訴となった。その主文は、「津山市社会福祉事務所長が昭和31年7月18日付で原告についてした生活保護法に基く保護の変更決定を不服とする原告の不服申立を却下した岡山県知事の決定に対する原告の不服申立につき、被告が昭和32年2月15日付でした右申立を却下する旨の裁決はこれを取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」というものであった。岡山で判決の結果を聞いた朝日は、記者のインタビューに対し、「今の憲法が、人間の基本的人権を守ることを、裁判官が正しく理解し、ものごとを、まじりけなしに純粹に考察し、政治的考慮をぬきにすれば当然勝つはずだったんです」と語っている³⁵⁾。また、新井はインタビューの際に、勝訴判決をもたらした要因として、第1審の際にはまだ国は本気で闘っていなかったこと、そして理解ある裁判官で運が良かったことを挙げている³⁶⁾。しかし、新井が挙げたような幸運とも言える要因があったにして

も、新井も含めた関係者たちが脇目も振らず全力を尽くして取り組まなければ、その勝訴判決はもたらされなかったであろう。

そして、朝日が勝訴したことにより、これまで朝日訴訟についてほとんど取り上げてこなかったマスコミも、現行の生活保護基準の問題や生活保護行政の矛盾などについて論じるようになった。さらに判決の影響は、生活保護基準の引き上げという形でも現れた。生活扶助基準はそれまで1%程度の引き上げだったのが、18%も引き上げられ、日用品費については、1960年の判決時には705円であったが、1961年に705円から1,035円へと47%もの大幅な増額がなされた。また、半年以上の入院を要する者については、世帯分離して日用品費を出すこと、長期入院患者の退院に際し、家具、什器費を2,000円以内で支給することなど、生活保護の実施要領も見直しが行われた。このような対応がとられたにもかかわらず、厚生省は朝日訴訟の判決と生活保護費の引き上げは関係ないと主張していた。だが小川は、当時保護基準を作成する係だった小沼正が後に駒澤大学の教授となってから、「あれは何とんでも朝日さんのおかげです。朝日さんがああいふ訴訟を起こして一審判決が出たから保護基準の大幅引き上げが出来たのです」とはっきり言っていたと述べている³⁷⁾。こうして、第1審の原告勝訴判決により、朝日を含めて多くの生活保護受給者の暮らしが改善された。

さらに、判決の影響は、国民生活全般にも広がった。それは、生活保護基準と不可分の関係にある失業対策事業の賃金や公務員の給与も、生活保護とほぼ同率で引き上げられたためである。こうして第1審勝訴判決は、社会保障政策の見直しや、労働者の賃金上昇にもつながるなど、広い波及効果をみせることとなった。

4 「第1の波」をもたらしたもの

(1) 日患同盟の果たした役割

朝日訴訟は社会保障費の削減という政策が進む中で、生活保護を受給しながら療養生活を送っていた朝日が問題提起したことに対し、日患同盟がその訴えを支持し、組織として訴訟への全面的な支援を行っていた。たとえば、日患同盟は各地の国立療養所や病院に入院している患者達の療養実態や給食状況に関する調査を行ったが、その結果の報告書も含め、日患同盟の関係者が集めた調査報告書等は第1審で65点も証拠

資料として裁判所に提出された³⁸⁾。日患同盟は結核患者たちによって結成された組織であったが、幹部たちの精力的な活動の様子³⁹⁾を見て、新井は「日本患者同盟」ではなく「日本健康者同盟」ではないかと思うほどであったという⁴⁰⁾。また、新井はインタビューでも、沢田栄一をはじめ、斎藤定信、古川圭助、長宏ら日患同盟の幹部たちが、訴訟のために尽力する姿が印象に残っていると語っている。それでは、日患同盟の関係者たちの活動の原動力とは、どのようなものであったのだろうか。

たとえば、沢田栄一は結核にかかって入院し、たまたま胸療法が効いたために、「死を覚悟していたけれども、本当に奇跡的に生き残る事ができた」と語っている⁴¹⁾。しかし、その療養生活は、亡くなった患者の遺品を分けあったり、給食で支給されたバターを自分で食わずに売ったりという状況であり、50人いた病棟で2人しか生き残らなかったという。このような経験を経て快復した沢田は、1950年に国会で公述人として、生活保護改善に関する日患同盟の主張を述べている。そして、朝日訴訟においては、前述したように弁護士や研究者のもとを訪れて訴訟の協力を依頼するなど、「第1の波」を起こすための重要な役割を担った。沢田はいつも大きなトランクに資料をぎっしりと詰めてあちこち動き回っており、第1審第8回公判ではかつて専攻した栄養学の知識を生かして、生活保護行政の問題点についても証言を行った。その沢田は、後年に行われた日患同盟OBの座談会で、「いま俺、63歳だけれども、これだけのファイトを持ってやってゆけるというのは、療養時代に地獄を体験してきたからだとおもっているんですよ。だから苦しい時には何時もその時の事を思いだすわけ」と語っている⁴²⁾。朝日の手記や療友の証言においても、遺品をもらった、霊安室のお供えの盛り飯がたびたびなくなった等の療養生活の厳しさについては詳細に語られているが、「地獄のような体験」を経て生き延びた者たちは、その体験を患者運動の原動力へと代え、朝日訴訟の支援にもつなげたのである。

あるいは、現地検証・現地公判の際に日患同盟本部より派遣された斎藤定信は、療養所の関係者を朝日側証人とすることに対して厚生省側から圧力がかかる中、市村丑雄所長、今村保医事係、高田ヒサヨ主任看護婦、上田忠一炊事員を朝日側証人として証言台に立たせるための交渉に尽力した。新井は、証人となってくれた人たちの勇気と決断をたたえつつ、「それ以上

に、これらの方たちに働きかけ、説得し、証人への承諾を獲得するまでの地元患者自治会の活動家や日患同盟本部の沢田栄一、斎藤定信両氏らの苦勞はいかばかりのものであったか、察するに余りがあるといわなければならない」と述べている。そして、働きかけが成功した理由として、「患者や自治会役員が日頃からこれら当局職員をいたずらに『敵』視せず誠意をもって接触してきたことにもとづく基本的な信頼関係と、とくに朝日訴訟の闘いの重要な意義について確信をもって説得するという活動家たちの態度が、これら職員の心を揺り動かすに十分であったこと」を挙げている⁴³⁾。臨床尋問においても、朝日は医師や看護師をねぎらいつつ、看護師の減少により重症者にそのしわ寄せがきている実情を訴えていたが、朝日訴訟においては患者の療養生活を取り巻く環境の問題を、広く社会保障の問題として捉えたことで、証人となる職員の理解も得られたのである。

そして、第1審の勝訴判決の後、長宏は傍聴に参加した人たちの前で、「今日の勝利は、秀れた弁護士、証人に参加して国民生活の危機を訴えた学者、医師、医療労働者、ケース・ワーカーなどの熱意、そしてこの訴訟を自らの問題として支持し、つよい援助を与えてくれた労組、民主団体の大きな統一行動の力によるものであることはいうにおよばないが、何よりもまず、重篤の身に厚生大臣を訴えて今日まで闘った不撓不屈のその人、朝日茂氏の偉大な精神力と、日患同盟の全療友の結束を強調しなければならないだろう」と報告を行った⁴⁴⁾。朝日訴訟への支援はあらゆる領域の人々によって行われたが、弁護士や研究者を探す活動から始まり、証人の選定や訴訟を進める上での資金集め等を行った日患同盟の地道な活動がなくては、勝訴はなしえなかった。その活動の一端は『朝日訴訟運動史』にも記録されているが、記録されていない活動も含めて、日患同盟の関係者たちが「縁の下の力持ち」として果たした役割の大きさは、強調してもし過ぎることはないだろう。

(2) 社会保障の歴史過程への参入

本稿では、社会保障裁判の「第1の波」がどのように引き起こされたかについて、「第1の波」を起こすこととなる「力」を蓄えていた人々に焦点を当てて論じてきた。朝日にとっては、人間らしい生活を送ることのできないほど過酷な療養生活の経験が、療養所での自治会活動や日患同盟での活動につながっていた。さらに、自らが生活保護制度の問題に直面し、2度の

不服申立てが却下されたことで、憲法25条の条文が「いつ、どんなときに、この現行憲法の民主的条項は、国民の生活に直結したものとして生かされるのだろうか」という疑問を抱くようになった⁴⁵⁾。そして朝日は、憲法25条の規定が国民の生活に生かされていないことを問題とし、「生活と権利を守ることは、口先だけでいくらいっても守れるものではないのだ。闘うよりほかに、私たちの生きる道はないのだ」と考え⁴⁶⁾、訴訟を起こすことによって、その問題を可視化させた。すなわち、生存権を保障できていないほど低い水準にある生活保護制度に対する疑問と、それを変えるための闘争への決意が、「第1の波」を起こす「力」となったのである。

これに対し、結核患者として朝日と同様に過酷な療養生活を体験した日患同盟の関係者たちは、朝日が提起した問題を他人事ではなく自分の事のように捉え、熱心に支援を行った。だが、天達が「朝日訴訟が始まってかなりの年月がたった段階でも、それは特別にかわいそうなやつの問題であって、労働者の問題ではないという考え方はいぜん根強くありました」と語っているように⁴⁷⁾、当初、この訴訟に対して広く社会の理解を得ることは困難であった。そのような中でも朝日の訴えを支持した関係者たちは地道に活動を続け、第1審の勝訴判決にいたった。

それまでも、結核患者や病院関係者、労働組合関係者らによる社会保障拡充闘争は行われてきた。そして、その闘争は1954年の社会保障予算の削減案に対する反対運動が功を奏したように、一定の成果を得ていた。だが、朝日訴訟の第1審勝訴判決は、生活保護の日用品費の大幅な増額や最低賃金の引上げをもたらすなど、かつて無いほどの社会保障制度の改善につながった。中でも、生活保護をはじめとする社会保障は恩恵ではなく、憲法の生存権に基づいた権利であるということ、そして時には権利のために闘う必要があるということを社会に知らしめた点は大きな成果であった。まさに朝日訴訟は、新井のいうとおり社会保障分野での“政策形成”を目ざす政策形成訴訟の一事例であったといえる⁴⁸⁾。そして当初、法廷闘争が中心となって進められた朝日訴訟は、国民の理解を徐々に得ながら次第に大衆闘争へと発展していった。新井はインタビューで、「朝日訴訟が有名となったのは第1審の勝訴判決があつてこそだった」と語ったが、やはり勝訴判決がなければ、朝日訴訟に対する社会の関心をこれほどまでに高めることはできなかったであろう。

以上のことを踏まえた上で、最後に、「第1の波」を起すこととなった「力」がどのように蓄えられていたのかについて改めて確認したい。朝日訴訟はある日突然始められたものではなく、朝日自身もかかわっていた療養所内における自治会活動や、日患同盟が戦後まもない時期から行っていた医療と生活の権利を求める運動が起点にあった。そして、そうした患者運動によって積み重ねた「力」こそが、10年に渡って行われた朝日訴訟の大きな支えとなり、推進力となっていたのである。歴史家の色川大吉は、近現代史を「大衆が直接的に歴史過程に参入してくる時代」と位置づけている⁴⁹⁾。まさに朝日訴訟は、前史とも言える患者運動から始まり、訴訟という形で大衆が直接的に社会保障の歴史過程に参入し、その有り様を大きく変えた出来事であったのではないか。

おわりに

朝日訴訟において大きな役割を果たした日患同盟は、朝日訴訟以降も社会保障にかかわる運動や障害者運動を行ってきた。しかし、会員数の減少に伴い組織を維持することができなくなったために⁵⁰⁾、2016年度末をもって日患同盟は68年の歴史に幕を閉じた。日患同盟が結成されたのは「福祉三法」のうち生活保護法、児童福祉法のみが制定されていた時代であり、朝日訴訟が始まったのは「国民皆保険・皆年金」制度が成立する前の時代であった。このように、ほとんど社会保障制度が整備されていない時代から、朝日をはじめとする結核患者たちが最も憲法および社会保障の理念を理解し、その実現に向けて率先して取り組んだという歴史的事実を、私たちは記憶にとどめておく必要がある。

また、朝日訴訟当時と比べて格段に広がった社会保障であるが、今日でも生活保護の生活扶助費の引き下げが進められ⁵¹⁾、毎年引き上げが行われつつある最低賃金も未だワーキングプアの水準となっている⁵²⁾。新井にインタビューした際、中堅弁護士が「朝日訴訟は過去の話である」と語っていたことにショックを受けたという話を聞いたが、このことは社会福祉関係者にとっても他人事ではない。朝日訴訟で問われた「人間に値する生活が保障されているのか」ということは、いつの時代にも問われなくてはならない課題である。そして、その問いがなければ、社会保障をより良くしていこうとする「力」が生まれることはなく、より良い支援につなげることもできないだろう。

謝辞

この研究を進めるにあたり、新井章先生から大変貴重なお話を聞かせていただきました。訴訟過程での具体的な話はもちろん、これまであまり焦点が当てられてこなかった日患同盟関係者や協力研究者集団のことを取り上げることができたのは、彼ら彼女らの活躍を熱心に語ってくださった新井先生のおかげです。深くお礼申し上げます。

なお、新井先生をはじめ、文中ではすべての方の敬称を省略いたしました。

付記

本研究はJSPS 科研費17K13878の助成を受けた研究成果の一部である。

註

* 愛知県立大学教育福祉学部准教授

- 1) 小川政亮 (1999) 「90年代の社会保障裁判—争点と課題—」相野谷安孝・小川政亮・垣内国光・河合克義・真田是編『2000年日本の福祉 論点と課題』大月書店、87-88
- 2) 2009年6月16日に筆者が小川政亮氏の自宅において行ったインタビューによる。筆者はこの時、「『波』のない停滞期についてどのように捉えたらよいか」という質問を行ったが、それに対し小川氏は、「『波』がない時期は停滞期ではなくて、次の『波』に向けて力を蓄えている時期です」と答えている。
- 3) 2018年3月23日に筆者が東京中央法律事務所において新井章氏に行ったインタビューによる。
- 4) 朝日訴訟記念事業実行委員会編 (2004) 『人間裁判—朝日茂の手記—』大月書店、26
- 5) 吉幸ゆたか (2011) 「同志朝日茂さんを想う」『人間裁判』5、特定非営利活動法人朝日訴訟の会、42
- 6) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、前掲註4)、37
- 7) 長宏 (1978) 『患者運動』勁草書房、82
- 8) 長宏 (1991) 「日本の患者運動と日本患者同盟」日本患者同盟四〇年史編集委員会編『日本患者同盟四〇年の軌跡』法律文化社、15-16
- 9) 同上、18
- 10) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、前掲註4)、58
- 11) 同上、58
- 12) 同上、60
- 13) 2018年3月23日に筆者が東京中央法律事務所において新井章氏に行ったインタビューによる。
- 14) 新井章 (1992) 『体験的憲法裁判史』岩波書店、92
- 15) 新井章 (2015) 「戦後70年 憲法裁判と私の歩み—一次世代へのメッセージ—」『法と民主主義』500・501、日本民主法律家協会、34-35。この時、弁護団は若手で構

- 成されており憲法訴訟に経験が浅かったこと、憲法25条の規定が抽象的・漠然として、決め手に欠ける憾みがあると思われたこと等の事情に照らして、憲法25条に過度に依存することをさし控え、厚生大臣の裁定を責める手堅い手法として、下位の実定法である「生活保護法」の人権的な条項を武器にして有効に活用したのであった。
- 16) 新井氏へのインタビューの際、この点についても話そうかがあったが、研究者の人選は日患同盟が行ったとのことであった。日患同盟の精力的な活動の様子からすると、もっと多数の研究者に声をかけた可能性が考えられるが、提訴の段階で集まった研究者は天達と小川の2人であった。
- 17) 『福祉対策資料』は1959年に『旬刊賃金と社会保障』へ、そして1972年に『賃金と社会保障』へと改題され、現在も発行されている。
- 18) 天達忠雄・渡辺洋三・新井章・長宏(1967)「最高裁判決と朝日訴訟闘争」朝日訴訟中央対策委員会編『人間裁判10年』労働旬報社、104
- 19) 天達は伝道を行っている人を訪ねた際に、ある老人から「若い者は頭で考えようとするからいけない。足で考えてみなさい」と言われたことに感銘を受け、その後の調査活動等においても、常に現場に足を運んで見聞きするなどしてその実態を明らかにしようと試みている。渡邊かおり(2018)「文化活動から労働運動へ—天達忠雄の青年期の活動に焦点をあてて—」『愛知県立大学教育福祉学部論集』66、111-112
- 20) 朝日訴訟運動史編纂委員会編(1982)『朝日訴訟運動史(復刻版)』草土文化、158
- 21) 小川政亮(1991)「私の手帳にはじめて日患同盟が」日本患者同盟四〇年史編集委員会編『日本患者同盟四〇年の軌跡』法律文化社、287
- 22) 小川政亮(1995)『増補新版 社会保障権一歩みと現代的意義—』自治体研究社、111
- 23) 児島美都子(2003)『妻が綴った夫の「自分史」—在宅介護体験から夫、長宏(おさひろし)の生涯をふりかえる—』風媒社、71
- 24) 朝日訴訟運動史編纂委員会編、前掲註20)、141
- 25) 2018年3月23日に筆者が東京中央法律事務所において新井章氏に行ったインタビューによる。
- 26) 同上
- 27) 朝日訴訟運動史編纂委員会編、前掲註20)、169
- 28) 同上、175
- 29) 2018年3月23日に筆者が東京中央法律事務所において新井章氏に行ったインタビューによる。
- 30) 朝日訴訟運動史編纂委員会編、前掲註20)、176
- 31) 『東京新聞』2017年5月3日(朝刊)。この時、厚生

- 省側は、違法な手続きがとられたことを問題としたかったのであるが、むしろそれほどのことをしなくてはならないほど、患者の生活が厳しい状況におかれていることがこのやり取りの中で明らかにされた。実際、第1審の判決文には、療養所の措置について、「当局がその違法を知っていたかどうかは別としてもあえてとらざるを得なかったのは一に『人間としての同情』に出たものとされることが認められる。これらの事実は、いずれも最高月額金600円の日用品費が入院入所中の要保護患者にとって最低限度の必要額にも不足していることを裏書しているものということができよう。」とある。
- 32) 朝日訴訟運動史編纂委員会編、前掲註20)、177-192
- 33) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、前掲註4)、105
- 34) 新井章、前掲註14)、131
- 35) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、前掲註4)、112
- 36) 2018年3月23日に筆者が東京中央法律事務所において新井章氏に行ったインタビューによる。
- 37) 小川政亮、前掲註22)、120
- 38) 新井章(2017)「朝日訴訟10年の闘い」井上英夫・藤原精吾・鈴木勉・井上義治・井口克郎『社会保障レボリューション—いのちの砦・社会保障裁判—』高菅出版、23。
- 39) 裁判所に提出する書類を作成したり、裁判所に連絡のために電話をかけたりという行動について、新井は「敗戦後まだ10年位しか経っていなかった当時としては、今とは比べものにならないほど大変なことだったと察せられる」とし、「これらの原告側の調査・統計資料すなわち証拠書類の作成・提出にかけた大変な熱意というのは、何とかして裁判官に生活保護入院患者達の厳しい療養生活の実状を判ってもらおうと願う気持ちの表われという以外にない」と述べている。新井章(2015)「朝日訴訟の三判決を読み直して」『人間裁判』9、特定非営利活動法人朝日訴訟の会、2
- 40) 2018年3月23日に筆者が東京中央法律事務所において新井章氏に行ったインタビューによる。
- 41) 長宏・石坂修二・佐野瓢人・沢田栄一・阿部忠(1991)「座談会 日患OBの回顧2」日本患者同盟四〇年史編集委員会編『日本患者同盟四〇年の軌跡』法律文化社、264
- 42) 同上、265
- 43) 新井章、前掲註14)、135
- 44) 朝日訴訟運動史編纂委員会編、前掲註20)、223
- 45) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、前掲註4)、72
- 46) 同上、73
- 47) 天達忠雄・渡辺洋三・新井章・長宏、前掲註18)、105
- 48) 新井章、前掲註38)、33
- 49) 色川大吉(1974)『歴史家の嘘と夢』朝日新聞社、7

朝日訴訟を支えた人々

- 50) 日本患者同盟『健康新聞』2083号、2017年1月10日
- 51) 生活扶助費は2018年10月から3年間で段階的に引き下げられ、国費分で年160億円の削減が見込まれている。また、母子加算の削減も行われた。
- 52) 2018年10月からの都道府県別の最低賃金は、最も高

い東京都が985円、最も低い鹿児島県が761円であり、全国平均は874円である。全国平均の874円で1日8時間、月に23日働いたとしても、年収は約193万円程度に過ぎない。